

2026 年 2 月 27 日
日本銀行金融市場局

チーペスト銘柄等にかかる国債補完供給の要件緩和措置について

日本銀行では、国債補完供給について、レポ市場における国債需給が過度に引き締まることを抑制し、市場の安定を確保する観点から、2025 年 12 月 1 日より、10 年利付国債 370 回を対象に、連続利用日数に関する上限の引き上げ（原則として最長 75 営業日）を実施してきましたが、同銘柄について、本年 3 月 2 日以降の新規利用には通常の見扱（原則として最長 50 営業日）を適用することとしましたので、お知らせします。今後、チーペスト銘柄等については、通常の見扱を適用します。

なお、国債補完供給にかかる減額措置について、「国債補完供給にかかる減額措置の見扱いの変更について」（2025 年 6 月 17 日）で示した同措置の要件緩和の対象となる銘柄の市中保有額は、いずれも実施上限である 1.5 兆円に到達しています^{（注）}。

（注）10 年利付国債 362 回については、本年 1 月以降、要件緩和の対象から外しています。

日本銀行としては、今後とも、チーペスト銘柄等の現物・レポ市場における売買・貸借取引の状況等を丁寧に確認して参ります。

以 上

<照会先>

日本銀行金融市場局市場調節課 （03-3277-1234、03-3277-1272、03-3277-1284）